

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2022年3月2日
管理表 No.	0209-54 改訂 00

項目	コメント内容
火災 (第12条)	・消火設備及び警報設備は、その故障、損傷または異常な動作により使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能に支障を及ぼすおそれのないものであることの具体的な説明を添付で一部記載しているが、防火水槽に記載がないので説明すること。

(回 答)

防火水槽の故障、損傷または異常な動作により使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能に支障を及ぼすおそれがあるような消火活動上の具体的事例としては、防火水槽自体は静的構築物であることを考慮すると、以下のことが想定される。

- ① 防火水槽の損傷による、消防用水の枯渇
 - ② 防火水槽内の消防用水凍結による、消防用水供給不能
- ① については、(財)日本消防設備安全センターの型式認定(型式記号 FSF415, 認定番号 耐-00009号)をうけた「二次製品等耐震性貯水槽」で、先行原子力発電所で事例の多い耐震性の高い防火水槽を設置しているため損傷のリスクは低いと考える。
 - ② については、冬季の消火活動時に消火用水が凍結し供給不能にならないよう、防火水槽の上端深さは凍結深度 GL-55 cm以上の GL-100 cmとしているため問題ないとする。

以上